

令和8年度 高槻市内交通量調査業務委託

特記仕様書

令和8年度

高槻市 都市創造部 道路課

委託業務名	令和8年度 高槻市内交通量調査業務委託
業務場所	高槻市内一円
履行期間	契約締結の日から令和9年2月10日

第1章 総則

第1条 業務の目的

本業務は、高槻市内における道路の交通計画、交通安全対策等に必要な基礎資料を得ることを目的として、市内の選定された地点において交通量調査を実施するものである。

第2条 適用

1. 本特記仕様書は、高槻市が施行する「令和8年度 高槻市内交通量調査業務委託」に適用する。
2. 本業務は、本特記仕様書、業務委託契約書及び「測量、調査及び設計業務等委託必携（令和8年4月 大阪府都市整備部）」（以下「必携」という。）並びに関係法令に基づき施行する。

ただし、これら文中の「契約書」とは、大阪府の土木設計業務等委託契約書（以後、府契約書という。）を指すため、本業務においては、それぞれに示される府契約書の条番号が示す見出しと同一の本業務契約書条項の見出しを参照するものとする。

第3条 業務の指示及び監督

1. 業務の受注者（以下「受注者」という。）は、業務の実施にあたり、業務委託契約書に基づき、高槻市が別に定める調査職員（以下「発注者」という。）と常に密接な連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
2. 本業務における作業は、発注者の指示が最優先するものとする。
3. 本業務における作業について、受注者は監督官庁並びに関係機関との総合的調整を行うものとする。

第4条 疑義

本特記仕様書に明記されていない事項、また、その内容の解釈に疑義を生じた場合は、速やかに発注者と受注者の協議のうえ決定するものとする。

第5条 管理技術者及び照査技術者

1. 受注者は、管理技術者及び照査技術者を定め、発注者に届出するものとする。
2. 管理技術者及び照査技術者は、契約図書に基づき、技術上の管理を行うものとする。
3. 管理技術者及び照査技術者は、下記のいずれかの資格要件を満たすこと。なお、管理技術者と照査技術者の兼務は認めないものとする。
 - ① 技術士（総合技術監理部門：建設一道路の選択科目に限る）の資格を有し、技術士法による登録を行った者。
 - ② 技術士（建設部門：建設一道路の選択科目に限る）の資格を有し、技術士法による登録を行った者。
 - ③ R C C M（道路部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けた者。
 - ④ 国土交通省認定技術管理者（技術士部門と同様の部門に限る）。

第6条 提出書類

1. 受注者は、業務の着手及び完了に当たっては、高槻市の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

(1) 着手届	期日	契約後速やかに
(2) 管理技術者及び照査技術者届	〃	〃
(3) 管理技術者及び照査技術者経歴書	〃	〃
(4) 担当技術者通知書	〃	〃
(5) 担当技術者経歴書	〃	〃
(6) 業務工程表	〃	〃
(7) 再委託（下請負）届出書	〃	必要に応じて
(8) 業務委託内訳書	〃	契約後速やかに
(9) 下請負契約に関する留意事項	〃	必要に応じて
(10) 高槻市暴力団排除条例に基づく	〃	〃

誓約書（下請用）

(11) 完了届	〃	業務完了の日
(12) 業務週報	〃	〃
(13) 引渡書	〃	引渡しの時
(14) 請求書	〃	請求しようとする日

2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 提出した書類に変更が生じた場合は、直ちに変更した書類を発注者に提出しなければならない。

第7条 打合せ等

1. 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者は発注者と常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
2. 業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ1回、成果品納入時の計3回を行うものとする。なお、業務着手時又は業務計画書作成時及び業務完了時には原則として管理技術者が立会うものとする。

第8条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後30日以内に業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を掲載するものとする。

(1) 業務概要	(2) 実施方針
(3) 業務工程	(4) 業務組織計画
(5) 打合せ計画	(6) 成果品の内容・部数
(7) 使用する主な図書及び基準	(8) 使用する主な機器
(9) 連絡体制（緊急時含む）	(10) その他
3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度発注者に変更業務計画書を提出しなければならない。

第9条 技術基準等

本業務で使用する技術基準等は、必携に定めるもののほか、発注者から指定があった場合は、それに従うものとする。

第10条 資料等の貸与及び返却

1. 発注者は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。
2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は、直ちに発注者に返却するものとする。
3. 受注者からの要求があった場合で、発注者が必要と認めたときは、受注者に図書及び関係資料を貸与する。ただし、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
4. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。
万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
5. 受注者は、設計図書及び仕様書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

第11条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、本業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続き及び資料作成に協力しなければならない。また、受注者は、本業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
2. 道路上の作業においては、道路交通法に基づく手続きとして、道路使用許可申請を所轄警察署に届け出ること。
3. 受注者が、関係官公庁から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を発注者に報告協議するものとする。

第12条 沿道対応等

1. 周辺の地元関係者への説明等について、受注者はこれに協力するものとする。
2. 受注者は、本業務実施に当たって、沿道の住民、地元関係者、道路利用者等からの質問、疑義等を受けた場合は、発注者に報告するものとし、地元関係者に誠意をもって接し、紛争が生じないように努めること。

第13条 土地への立入り等

1. 受注者は、現地踏査及び調査のために、やむを得ず公有地及び私有地に立入る必要がある場合は、関係法令に規定する身分証明書を携帯し、あらかじめ土地所有者等の了解を得て、住民との紛争が生じないように十分注意しなければならない。
2. 受注者は、調査実施のため、植物の伐採、工作物の一時使用をする時は、事前に発注者に報告するとともに、当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

第14条 法令等の遵守

受注者は、本業務の実施に当たっては、関係する関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

第15条 内部通報に関する事項

1. 受注者又は受注者が本仕様書に定める業務等に従事させる者（以下「従事者」という。）は、当該業務の履行に際し、本市の事務事業に関して、法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、「高槻市職員等からの内部通報に関する規則」に基づき、その事実を本市に通報することができる。
2. 受注者は、前項について、契約後速やかに従事者に周知するものとする。

第16条 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

第17条 守秘義務

受注者は、業務上知り得た事項については、他に漏らしてはならない。また、調査結果についても発注者の承諾なくして貸与・公表・使用してはならない。

第18条 個人情報の保護

この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第19条 費用の負担

本業務の検査等に必要資料は仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

第20条 成果品に対する責任の範囲

受注者は、業務完了後といえども成果品に失策不備が発見された場合、速やかに訂正しなければならない。これに対する経費は全て受注者の負担とする。

受注者は、業務完了後5年間成果品の控えを保存するものとする。

第21条 成果品の提出

成果品は、電子データを電子媒体（DVD-R）で正副2部提出するものとするほか、紙ベースの成果品2部を納品する。

なお、電子データについては、発注者が指示する調査結果入力様式（CSVファイル）を併せて作成するものとし、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第22条 検査

1. 受注者は、本業務委託契約書に基づき、完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務づけられた資料の整備をすべて完了し、発注者に提出しなければならない。
2. 検査職員は、発注者及び管理技術者、照査技術者の立会の上、検査を行うものとする。

第23条 納期

納期は、履行期間内完了とすること。

第24条 その他

設計図書及び見積参考図書は必携の「共通仕様書」によるものとし、見積参考資料とは設計図書（仕様書、数量総括表、質問回答書）以外の資料をいう。見積参考資料および設計図書中に「参考」と表記された項目は、あくまでも入札参加者の適正・迅速な見積りに供するため、発注者が想定した設計積算の内容を参考に示した資料にすぎず、何ら契約上の拘束力を生じるものではない。このため、業務を履行するために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定めるものとする。業務の履行にあたってはこの趣旨を十分理解し、事故発生等を招かないよう、その防止措置に留意しなければならない。

第2章 業務内容

第25条 業務の内容

本業務は、必携の「土木設計業務等共通仕様書 第6編 道路編 第2章 交通現況調査」に準拠し、現地において下記の調査を実施するものとする。

なお、得られた結果について、過年度のデータ等を踏まえ、交通状況の考察を行うものとする。

① 計画準備

業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成するものとする。

② 現地踏査

現地踏査を実施し、調査の目的、主旨に合致した調査が可能であるか、および調査員・第三者の安全、調査時の周辺状況への影響を確認し、適切な調査位置、調査時期（調査日・時間）の設定、調査員の配置計画、調査工程の計画等の実施計画を作成するものとする。

③ 交通量調査

調査地点の交差点部において、流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手・カメラ等により行うものとする。また、車種分類については、以下のとおりとする。

種 別	内 容	備 考
乗用車類	ナンバー 5(黄・黒のプレート) ナンバー 3、8(小型プレート) ※1 ナンバー 3、5、7	※1 昭和48年10月1日以前に届出した軽乗 用車
小型貨物車類	ナンバー 4(黄・黒のプレート) ナンバー 3、6(小型プレート) ※2 ナンバー 4、6	※2 昭和48年10月1日以前に届出した軽貨 物車
バス類	ナンバー 2	
普通貨物車類	ナンバー 1 ナンバー 8、9、0 ※3	※3 荷物車、故障車等をけん引していく場合 は、けん引車のみを調査対象とする。
歩行者類	・ スケートボード等によって通行する者、シニアカー、車いすに乗っている人等を含む ・ 「乳幼児等の背負われている又は乳母車の中にいる子供、路上で遊んでいる人、デモ隊、葬列、遠足等の通園・通学途中でない学生・生徒・園児の隊列」は調査の対象から除く	
自転車類	・ 電動アシスト付き自転車等を含む ・ 「幼児用自転車、三輪車」は調査の対象から除く	
動力付き 二輪車類	・ 自動二輪車、原動機付き自転車、電動キックボード等	

④ 資料整理

調査結果を集計整理し、業務成果として報告書を作成するものとする。また、ホームページ掲載用として、別途様式にてまとめるものとする。様式については、発注者より指示する。

第26条 調査地点

1. 調査は市内2箇所（2箇所）の調査地点において実施する。なお、各調査地点の詳細は別表及び別図のとおりとする。
2. 契約締結後に調査地点の変更又は増減が生じた場合、発注者と受注者は速やかに協議し、その対応方法を定めるものとする。
3. 前項の変更又は増減に伴う業務内容等の変更については、必要に応じて設計変更の対象とする。

第27条 調査時期・調査時間等

1. 調査は、原則として秋季（9月～11月）の期間に実施する。
なお、月曜日、金曜日、土曜日、祝日及びその前後の日、台風・降雨その他の悪天候が予想される日、並びにその他の通常と異なる交通状況が予想される日は避けるものとする。
2. 調査時間については、午前7時から午後7時までの12時間とする。
3. 調査は、各調査地点において、平日1日及び休日（日曜日）1日の計2日間実施する。
ただし、調査日は第1項に定める条件を踏まえて選定するものとする。

第28条 その他

本業務における設計金額算定のための想定交通量は、令和3年度に実施した交通量調査の実績等を基に設定している。当該想定交通量は参考値であり、交通量調査結果が想定交通量と異なることのみを理由とする設計変更は行なわないものとする。

【個人情報取扱特記事項】

※本契約における適用除外項目：第7及び第14第2項

(基本的事項)

第1 受注者は、委託業務を行うに当たっては、受託者（個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第66条第2項第1号に掲げる者をいう。）として、個人情報（個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 受注者は、個人情報の安全管理について、管理責任者の選任、個人情報保護責任者の指定等、内部における責任体制を構築するとともに、その体制を維持しなければならない。

(収集の制限)

第2 受注者は、委託業務を行うために個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第3 受注者は、委託業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止等)

第4 受注者は、委託業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な維持管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置は、当該個人情報を記録した媒体の性質に応じたものとしなければならない。

(個人情報の漏えいの禁止)

第5 受注者は、委託業務に関して知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第6 受注者は、委託業務に従事する者（派遣労働者を含む。以下「従事者」という。）に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な維持管理が図られるよう、従事者を限定するとともに、当該従事者に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 受注者は、従事者に対し個人情報の保護に関する研修、教育等（情報システムを使用する委託業務の場合は、その管理、運用及びセキュリティ対策に関するものを含む。）を実施しなければならない。

(個人情報の保護に関する誓約書)

第7 受注者は、従事者から個人情報の保護に関する誓約書を徴取し、その写しを発注者に提出しなければならない。ただし、委託内容の性質上、発注者が誓約書の写しの提出を不要と判断したときは、この限りでない。

(従事者への周知、罰則の教示等)

第8 受注者は、従事者に対して、在職中及び退職後においても、委託業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知しなければならない。

2 受注者は、前項の周知の際に、個人情報保護法及び番号法に規定する罰則の適用がある違反行為をした場合には、懲役又は罰金に処されることを教示しなければならない。

3 受注者は、従事者又は従事していた者が、前項の違反行為をしたときは、受注者に対しても罰金刑が科される旨を十分認識し、委託業務を処理しなければならない。

(作業区域等)

第9 受注者は、委託業務に係る個人情報を取り扱う場合は、発注者の管理権限が及ぶ区域で行わなければならない。ただし、クラウドサーバの使用等やむを得ず発注者の管理権限が及ぶ区域以外で個人情報を取り扱う必要があるときは、当該作業区域又は情報管理区域を限定するとともに

に、個人情報の保管施設の特定、入退室管理、警報装置の設置、耐震防火対策等、個人情報に係る安全対策を明確にした上で、事前に書面により発注者に申請し、その許可を得なければならない。

- 2 受注者は、発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、前項の作業区域又は情報管理区域から個人情報を持ち出し、又はデータ移行をしてはならない。

(個人情報の授受等)

第10 受注者は、発注者との間で委託業務に関する個人情報を授受する場合は、発注者が指定した手段、日時及び場所で行うとともに、発注者の定める受渡し記録簿により記録しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第11 受注者は、委託業務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を発注者の事前の承認なしに複写し、又は複製してはならない。

- 2 受注者は、前項の規定により複写し、又は複製する場合は、その対象を必要最小限に限るとともに、処理終了後は不要となった情報を発注者の指定する方法により速やかに消去しなければならない。

(記録媒体による成果物の表記)

第12 受注者は、個人情報が記録された成果物を記録媒体で発注者に納品する場合は、ラベル等の表記について第三者が容易に識別できない措置を講じなければならない。

(情報システム等のセキュリティ対策)

第13 受注者は、委託業務において情報システム、電磁的記録媒体、電子メール等を使用して個人情報を取り扱う場合は、権限管理、アクセス制御、不正アクセスの防止、操作ログの取得、ウイルスチェック、暗号化、ファイヤウォールの設定、個人所有機器の使用制限、覗き見防止、バックアップその他情報の管理形態に応じたセキュリティ対策を講じなければならない。

(返還又は廃棄)

第14 受注者は、委託業務の終了時に、委託業務において利用する個人情報について、発注者の指定した方法により、返還又は廃棄若しくは消去を実施しなければならない。

- 2 受注者は、委託業務において利用する個人情報（特定個人情報を含むものに限る。以下この項において同じ。）の消去又は廃棄をする場合は、事前に消去又は廃棄をすべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。

- 3 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

- 4 受注者は、委託業務において利用する個人情報の廃棄をする場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

- 5 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。

(再委託を行う場合における制限)

第15 受注者は、再委託先（派遣元事業主及び受注者の子会社を含む。）に個人情報を取り扱わせる場合には、複製の制限、セキュリティ対策、個人情報の滅失、毀損、漏えい等に係る報告、業務終了時における消去及び媒体の返還その他の個人情報の保護措置に関して、当該再委託先に対し同等の義務を負わせ、その遵守を監督する旨の書面を発注者に提出しなければならない。

- 2 受注者は、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理に係る記録の整備)

第16 受注者は、従事者名簿、従事者への研修実施簿その他個人情報の適正な取扱いの事後検証に必要な記録を整備するものとする。

(立入検査等)

第17 発注者は、受注者が委託業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の管理状況について、随時、受注者（委託業務の一部を再委託している場合は、当該再委託先を含む。以下この項において同じ。）の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

2 発注者は、受注者におけるこの個人情報取扱特記事項に係る個人情報の取扱いが不適当と認めるときは、必要な指示を行うものとする。

3 受注者は、前2項の検査等を拒むことができないものとする。

(事故発生時における報告)

第18 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者への報告、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者は、委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(損害賠償)

第19 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反したことにより、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第20 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約を解除することができる。

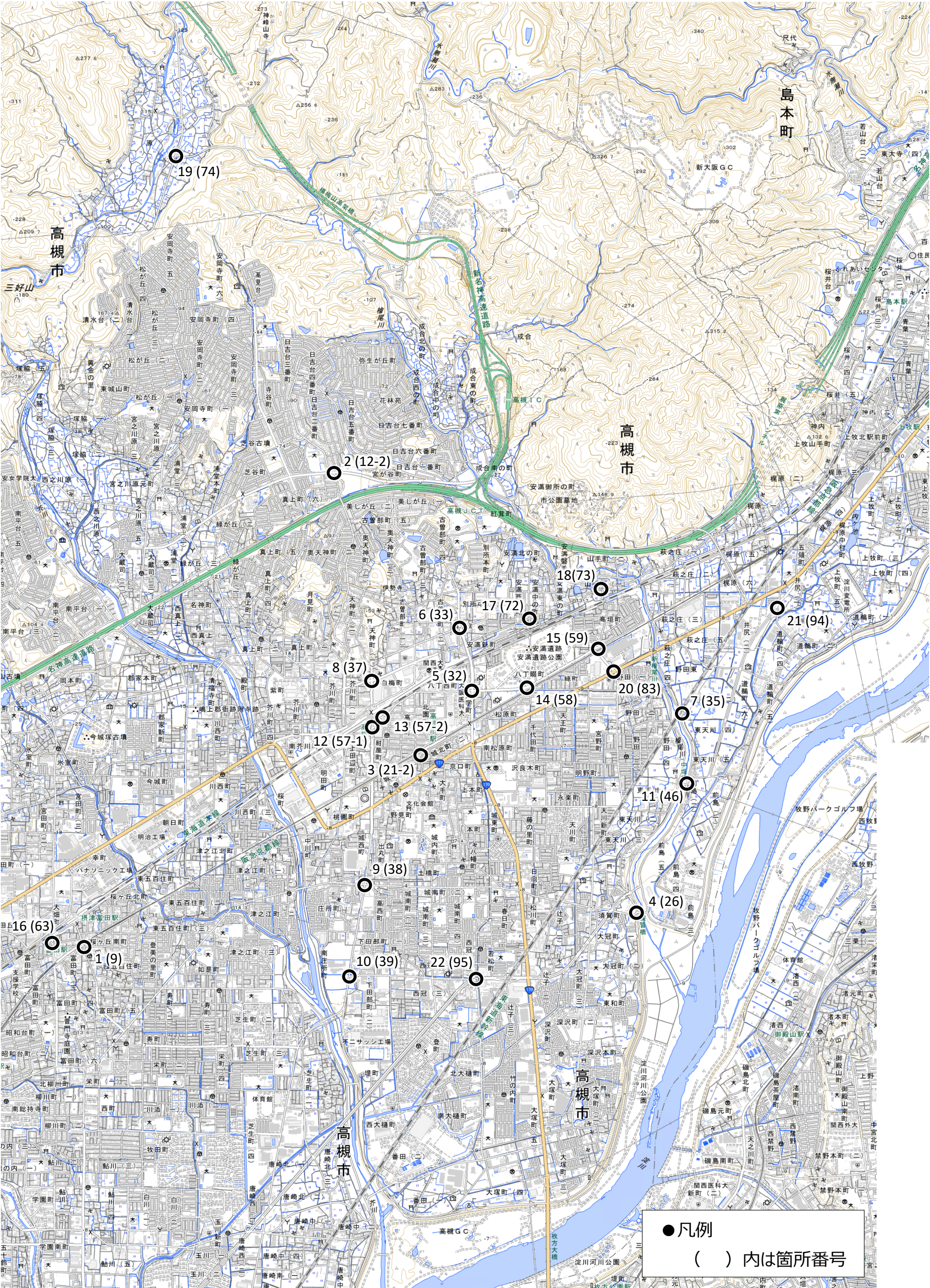
2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

別表

令和8年度 高槻市内交通量調査業務委託 交通量調査箇所一覧 (22箇所)

通し番号	箇所番号	路 線 名	町 名	備 考
1	9	富 田 南 駅 前 線	富田町三丁目	阪急富田駅南東
2	12-2	南 平 台 日 吉 台 2 号 線	日吉台一番町	いかりスーパー北東
3	21-2	上 田 辺 高 槻 城 北 線	城北町二丁目	阪急高槻市駅南西
4	26	須 賀 前 島 線	須賀町	演習橋西詰
5	32	高 槻 駅 松 原 線	八丁畷町	大阪医科薬科大学本部キャンパス北東
6	33	別 所 日 吉 台 線	別所中の町	別所交差点
7	35	桧 尾 川 左 岸 2 号 線	東天川四丁目	新幹線交差部南
8	37	高 槻 駅 前 線	白梅町	高槻阪急スクエア北西角
9	38	中 小 路 津 之 江 線	高西町	高西南交差点 府道大阪高槻線交差部
10	39	下 田 部 辻 子 線	下田部二丁目	府道大阪高槻線交差部
11	46	桧 尾 川 左 岸 2 号 線	東天川一丁目	府道枚方高槻線交差部 中堤橋の兩岸とも計測
12	57-1	高 槻 駅 松 原 線	紺屋町	JR高槻駅南ロータリー南西角
13	57-2	高 槻 駅 松 原 線	紺屋町	JR高槻駅南ロータリー北東角
14	58	安 満 八 丁 畷 線	松原町	安満遺跡公園南
15	59	山 手 緑 町 線	緑町	丸大食品北西
16	63	富 田 町 104 号 線	富田町一丁目	JR摂津富田駅西アンダー南
17	72	安 満 八 丁 畷 線	安満中の町	府道西京高槻線交差部 安満遺跡公園中央JRアンダー北
18	73	山 手 緑 町 線	山手町一丁目	府道西京高槻線交差部 JR高垣トンネル北
19	74	原 成 合 線	大字原	府道枚方亀岡線交差部
20	83	野 田 東 天 川 線	野田一丁目	野田交差点 国道の直進車は計測不要
21	94	梶 原 道 鶴 線	道鶴町四丁目	十三高槻線交差部(南) 府道の直進車は計測不要
22	95	西 冠 大 塚 線	西冠三丁目	大冠浄水場北東 府道の直進車は計測不要

※全箇所 交差点部交通量調査を予定している。



この地図は国土地理院発行の地形図を使用したものである。